

各 部 (局) 長 殿
教 育 長 殿
警 察 本 部 長 殿
企 業 局 長 殿
病 院 事 業 管 理 者 殿
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 殿

総 務 部 長

平成30年度予算要求について (通知)

我が国の経済状況は、アベノミクスの取組の下、有効求人倍率が史上初めて全都道府県で1倍を上回るなど雇用・所得環境は大きく改善しており、全国で経済の好循環が着実に回り始めているとともに、先行きについても、緩やかな回復が続くことが期待されている。

一方、平成28年度末の国・地方の長期債務残高はGDPの2倍程度に膨らみ、更なる累増が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度である平成30年度も、経済再生と財政健全化に向け、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する「ワイズ・スペンディング」の仕組みを強化するとともに、客観的証拠に基づく政策立案を推進する方針を示している。

本県の財政状況については、歳入面では、一般財源総額の大幅増が見込めず、歳入総額の伸びは期待できないこと、歳出面では、社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化への対応などが見込まれることから、これまでと同様の歳出削減、歳入確保対策を行っても、平成30年度から平成33年度の4年間で、260億円もの財源不足が見込まれており、「第7次行財政改革大綱」に基づき、持続可能で健全な財政構造の確立に向けて歳出改革・歳入確保など財政構造改革を進めていく必要がある。

一方、このような状況にあっても、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、新しい豊かさ、新しい安心安全、新しい「人財」育成、新しい夢・希望の4つの新しい茨城づくりを一体的に推進していく必要がある。

このため、各部局においては、これまでの常識にとらわれない思い切った施策を展開するとともに、事務事業をゼロベースで総点検し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行い、限りある財源を有効に活用するため、選択と集中の考えの下、別紙予算要求書作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意され、予算要求を行われたい。

記

第1 要求の基本方針

(「新たなビジョン」に基づく施策展開)

- 1 新たな県政のビジョンの策定を速やかに進めるとともに、「知事特認枠」を設定し、新しい豊かさ、新しい安心安全、新しい「人財」育成、新しい夢・希望の4つの新しい茨城づくりの具現化を図る。
- 2 若手による「新たな発想」を積極的に活用するなど、従来手法にとらわれず、歳

入・歳出両面にわたる徹底的な見直しを進め、より効果的・効率的な施策を展開する。
(あらゆる歳出の大胆な「質の転換」)

- 3 全ての歳出において、真に必要なニーズに応えるため、施策の優先順位を洗い出し、施策の硬直化を徹底して排除するなど、これまで以上に大胆な「質の転換」を促進する。
- 4 政策課題を戦略的かつ機動的に解決するためには、部局間の連携はもとより、多様な主体との連携が必要であるが、その際、従来のやり方にとらわれず、市町村・関係団体等とのあるべき役割分担についても積極的に検討する。

(新たな歳入確保対策の推進)

- 5 国庫支出金や外部資金について、全庁で情報共有を図るとともに、これらの国庫支出金等に合わせて事業を再構築するなど、先入観にとらわれず、幅広く積極的な活用に努め、県費負担を極力縮減し、より大きな事業量を確保する。
- 6 特に、地方創生推進交付金については、積極的な獲得に努め、最大限活用できるように全庁挙げて取り組む。

第2 基本的留意事項

(事業の選択と集中)

- 1 これまでの常識を疑い、部局長・課室長の主導で、横断的に抜本的な事務事業の見直しを行うこと。
- 2 限られた財源・人員で的確に政策目的を達成するため、既存の予算や組織を所与のものとし、業務の簡素化、無駄の排除、手順の合理化等に徹底的に取り組むこと。
- 3 新規事業については、特に、事業の必要性、緊急性、費用対効果及び他事業も含めた必要人員を十分整理の上、目標や実施期間を明確にして要求すること。
- 4 「知事特認枠」の活用にあたっては、部局間の連携を密にし、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの基本政策との整合を図ること。
また、庁内全体の予算編成業務の効率化を図るため、限られた財源・人員の中で、着実な事業執行が見込まれることを十分考慮した上で、責任ある、厳選された事業を要求すること。
- 5 既存事業については、「事務事業再構築」及び「事務事業総点検」の内容を踏まえるとともに、成果の検証を行い、成果の認められない事業については、廃止を前提として見直すこと。
- 6 既存事業を含めた事業全般にわたり、国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に県でなければ処理できない事業に限定して要求すること。

(事業の終期・目標設定)

- 7 全事業に明確な目標を設定して、政策評価等を通じて事業効果を確認するとともに、新規事業を含め、原則として期限(概ね3～5年)を設定すること。
- 8 開始後10年以上経過する事業は原則見直しとし、やむを得ず継続する場合は理由を明確にすること。

(国庫補助負担金の精査)

- 9 国庫補助負担事業については、国政の動向や、地方への影響等について情報収集に努めるとともに、国と十分な事前協議を経て、事業の必要性、緊急性及び費用対効果等を検討の上、事業を選択し県負担を最小化すること。
また、超過負担の解消に努め、国費の肩代わりは行わないこと。

(県単補助金の見直し)

- 10 県単補助金については、現時点の社会的、経済的実情を踏まえた上で、目的、効果等をゼロベースの視点で十分検討し、県民ニーズに適合しなくなってきたもの等については休止・廃止の方向を含め徹底して見直すこと。

また、市町村向け補助金については、県と市町村との役割分担や市町村への関与の廃止・縮減の視点から、市町村の自由度を高める方向での整理合理化、意義の薄れたものの廃止、重要な政策課題への重点化を図ること。

なお、新規補助金の創設については、厳に抑制する方針であること。

(出資団体への支援、特別会計・企業会計への繰出金の抑制)

- 11 出資団体への支援や特別会計への繰出金等については抑制に努めるほか、県出資団体等調査特別委員会の最終報告、改革工程表及び経営評価結果等における改革の方向に沿った要求とすること。

(年間予算の作成・見積手法の見直し)

- 12 予算は年間を通じた財政需要の全てを見積もること。年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急止むを得ないものに限るので、留意すること。

- 13 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

(社会資本整備・大規模建設事業等の見直し)

- 14 社会資本整備については、公共事業等の事前評価結果を踏まえるとともに、事業毎に費用対効果等の評価を行い優先順位を明確にした上で要求すること。

また、P F I 等効率性を高める方策についても検討すること。

- 15 大規模建設事業については、既存施設の廃止や統合を行った上で実施することを原則としているので留意すること。

また、継続事業についても事業費の縮減等について検討すること。

- 16 債務負担行為については、将来の財政運営に影響するため、中長期的視点に立って検討し、毎年度、抑制・削減に努めること。

(IT活用による業務見直し)

- 17 IT関連経費については利用実態に即し業務そのもの見直しを行い、後年度負担の軽減につながるよう、業務及びシステムの最適化及び経費節減に努め、一時的な開発経費の増等については、「歳入創出・歳出改革等推進特別枠」を活用すること。

(徹底した財源確保策の検討)

- 18 新たな税源の発掘、未利用県有財産の売却、使用料・手数料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討すること。

また、その際は「歳入創出・歳出改革等推進特別枠」を活用すること。

(県議会・その他)

- 19 県議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

- 20 イノベーションチャレンジ賞（グッドアイデア部門）や政策研究講座の優れた提案については、積極的に施策に反映させるよう努めること。

なお、所要額は特別枠で措置する。

第3 予算要求の規模

「第1 要求の基本方針」及び「第2 基本的留意事項」を踏まえ、下記により設定した要

求限度額(要求枠)の範囲内において要求すること。なお、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の過程で弾力的対応を行わなければならないので留意すること。

1 要求限度額設定方針

- (1) 職員給与費、公債費、扶助費、交付金等の義務的経費及びこれに準じるものや法令に基づく事業については所要額を見積もることとする。
- (2) 公共事業費についても、公共土木施設の老朽化が進む中、安全性を確保しながら維持・更新を進める必要があること、また未来への投資を促進するため、国補事業・県単事業とも所要額を見積もることとする。
- (3) (1)及び(2)を除くその他の経費は、一般財源総額において要求限度額を設定する。
- (4) 新しい豊かさ、新しい安心安全、新しい「人財」育成、新しい夢・希望の4つの新しい茨城づくり強力に推進していくため、「知事特認枠」を要求上別枠で設定する。
なお、近年、事業本数が増加傾向にあり、職員一人あたりの業務量の増加も懸念されることから、「知事特認枠」を活用し、新規に事業要求を行う場合には、新規要求数と同数の既存事業を削減(※)することを要件とする。
- (5) 行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革等の効果が高いと期待できる事業の要求枠として、「歳入創出・歳出改革等推進特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (6) イノベーションチャレンジ賞(グッドアイデア部門)及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業の要求枠として、「イノベーションチャレンジ賞・政策研究講座特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (7) 施策の選択と集中や新たな課題への対応を促す観点から、事業廃止による節約額に応じ、「事務事業再構築特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (8) 本年度予算の執行において、創意工夫により節約が図れる場合には、当該節約額と同額を要求枠に加算する。

※ 削減数には、平成29年9月28日財第168号「平成30年度当初予算編成等に向けた事務事業総点検について」に基づき、事業の廃止を検討するものを含むものとする。
ただし、当該通知に基づく事業見直しは、予算編成過程で決定するため、事業継続を前提とした所要額を見積もること。

各部局は、所管の予算及び各種施策について制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に講じることにより、上記方針のもとに定めた次の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求すること。

なお、要求事業の調整は、ゼロベースで厳しく洗い直していくとともに、先例にとらわれることなく施策の重点化に配慮した予算とする方針で進めていくものであること。

2 要求限度額算定基準

区 分	算 定 基 準 等
標準経費	標準費を除き、別途積算する額
一般行政費等 [準公債費を除く] (標準費) (A 経費) (B 経費)	29年度当初予算一般財源ベースの1.00倍以内 (※30年度当初向けマイナスシーリングは休止する) 一般財源総額ベースで、上記の合計額以内で要求すること
公共事業費	別途積算する額

(注) その他別紙「平成30年度当初予算要求枠設定表」の注書きに留意し、同表により要求限度額等を算定すること

なお、要求限度額の枠外で要求を認める経費は次に掲げる経費のみとする。

知事特認枠	「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しい茨城づくりに、部局横断的に取り組む新規事業等で、重要政策として位置付けられた事業 <要求上限は設けない> (公共事業を除く一般行政費等を対象とする) ※当該特別枠を活用して新規事業を要求する場合は、要求本数と同数の既存事業を削減すること。
歳入創出・歳出改革等推進特別枠	行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革等の効果が高いと期待できる以下のような事業 (ア) 後年度の歳入増や歳出(物的・人的)減が見込めることにより、財政収支の改善に資する事業 (イ) 広告料収入を新たに確保する等、歳入創出につながる事業 (ウ) 外部委託により、職員の事務負担の軽減や総実勤務時間短縮等につながる事業
イノベーションチャレンジ賞・政策研究講座特別枠	イノベーションチャレンジ賞及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業
事務事業再構築特別枠	要求にあたり廃止する事業の一般財源相当額の範囲内 (「事務事業再構築」により財政課と協議済のものに限る)
指定枠外事業	債務負担行為事業、受託事業、法令に基づく義務的な経費等、別途財政課の指示する事業に係る所要額
その他要求枠に加算する額	29年度における創意工夫による節約相当額の合計額の範囲内

※東日本大震災及び関東・東北豪雨関連事業については知事特認枠・指定枠外事業により、別枠で要求を認めることとする

第4 歳入に関する事項

1 県 税

経済情勢の推移，税制の改正，地方財政計画の内容等を注視し，的確に見積もるとともに，徴収率向上に努めること。

2 地方交付税，地方譲与税，交通安全対策特別交付金及び県債

国の予算編成方針，地方財政計画，地方債計画及び関係法令の改正動向等を十分勘案し，確実な見積もりを行うこと。

3 国庫支出金

国の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上すること。

なお，国の動向を注視し，廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大見積もりのないよう十分留意することとし，国庫支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう十分留意すること。

なお補助（負担）率については，制度改正等による変更が明らかでない場合は，現行制度に基づいて見積もること。

4 分担金及び負担金

原則として現行制度に基づいて見積もることとするが，負担者の負担能力を十分勘案すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の適正化の観点から，適正な料率・単価で見積もること。

（※平成29年5月29日付け財第69号「平成29年度使用料及び手数料の見直しについて」に基づき，平成30年第1回定例会で単価改定を予定している項目については，改定前の単価で見積もること。）

なお，国の法令等に基づいて徴収することとなるものについては，国の動向を注視すること。

6 財産収入

財産・物品等の売払収入については，時価に即応した価額により見積もりを行い，収入の確保を図ること。

なお，未利用県有財産については，極力売却する方針で臨むこととし，積極的に収入確保を図ること。

また，保有土地関連では，改革工程表の売却目標との関連にも留意すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については，条例の規定を踏まえ，事業へのさらなる活用を図ること。

特に，取崩し期限のあるものについては，残高との兼ね合いに留意し，安易に一般財源に振り替えないようにすること。

なお，原資が国庫支出金ではない基金（復興基金等）の活用については，財政課と協議すること。

8 その他の収入

その他の収入についても，過年度の動向等を踏まえて的確に年間収入額を見込むこと。

なお，収入未済額の縮減を図るため，整理計画を立てその一掃を図ること。

第5 歳出に関する事項

1 人件費

(1) 職員給与費については，現行給料表等に基づき平成29年10月1日現在の現員現給

により見積もることとするが、歳出の大宗を占めているので特に正確を期し、年度中途において多額の補正を要することのないよう十分留意すること。

(2) 特別職に係る報酬等については、現行報酬額等を参考に見積もること。

2 国庫補助（負担）事業

(1) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととするとともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

(2) 補助基本額、補助単価等が実情に合わないものについては、合理的に事業が執行できるよう関係省庁との調整を図るとともに、事業効果、緊急度等を十分検討し事業の選択を行うこと。

(3) 地方分権改革の観点から、国及び地方の役割分担に留意するとともに、国の動向を十分注視し、国庫支出金が過大見積もりとならないようにすること。

3 貸付金

社会情勢の推移に伴い、事業量の減少及び効果の乏しいもの等については廃止又は縮小するとともに、制度が固定化若しくは硬直化することのないよう見直しを行い、弾力的な運用ができるよう検討すること。

なお、貸付にあたっては、資金の需要状況等を検討し、真に必要な期間に限って貸付けること。

4 委託料

(1) 行政の軽量化及び効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ民間等への委託を積極的に推進することとし、「民間活力の導入に関する基本指針」（平成19年4月策定）により、外部委託の適否を検討すること。

(2) 指定管理委託料については、現在の運営実績にも十分留意しながらも、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。

5 受託事業

各事業主体による実施を原則とするが、止むを得ず受け入れる場合は執行体制など処理能力を十分参酌し、安易な受入はしないよう留意するとともに、事業費の中に人件費及び賃金等が組み込めるよう配慮すること。

6 建物の維持修繕

県有財産及び県管理施設等の維持修繕については、施設の現況を十分調査し、真に止むを得ないもの（危険性のあるもの、老朽化の激しいもの、施設の長寿命化に資するもの等）に限り見積もること。

7 建物の新設・増改築

大規模建設事業以外の建物の新設・増改築については、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、極力抑制する方針で臨むこととするが、止むを得ない場合は、既施設の設置状況及び利用状況等を十分検討するとともに、他の未利用施設の活用など整備費の節減や後年度の維持管理経費等の増にも配慮して、真に必要なものについて見積もることとし、次の点に留意すること。

(1) 建物の新設にあたっては、原則として建物建設計画等に基づき、用地の確保など関連する諸条件が整備されたもののみ限定すること。

(2) 増改築については、組織上から機関の統廃合移転についても十分検討し、手戻りのないよう留意すること。

8 自動車の増車・更新

新規の増車は行わないものとする。

また、更新についても、年間稼働日数が85日未満又は年間走行キロ数が6,000km未満の車については認めないので留意すること。

なお、購入は原則として低公害車とすること。

9 物件費

賃金、旅費、需用費等の行政事務費である物件費については、徹底した点検・精査により、一層の節減を図ること。

また、物品購入等に係る不適正な経理処理の再発を防止するため、予算要求の段階から、真に必要なものについては適切に見積もりの上、要求するよう徹底すること。

なお、新規事業については、これまで同様原則として事務費は認めないので、十分留意すること。

10 市町村の負担を伴う事業

市町村の財政負担を伴う新規事業については、事業の内容及び負担額等につき、あらかじめ市町村と十分協議を行い、事業の執行段階において支障の生じないよう事前の調整をしておくこと。

11 審議会等に要する経費

食糧費や会場使用料の計上は所要額とするとともに、開催回数等についても直近の実績を踏まえた適正な要求とすること。

12 各種団体等への負担金・分担金

真に必要なものに厳選するとともに、団体等の収支、繰越金、基金等の財政状況も踏まえ、適正な額にすること。

第6 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様ゼロベースの視点から、その設置の趣旨にまで立ち返り、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で要求すること。予算編成にあたっては、前記事項に準ずるとともに、県出資団体等調査特別委員会の最終報告等も踏まえ、企業感覚に立って経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰出等に依存することのないよう見積もること。

特に、企業会計にあつては、長期的な見通しのもとに極力合理化を図るなど、経営の健全化を推進すること。

また、内部留保資金を保有する会計においては、一般会計からの借入金や県債の繰上償還についても積極的に検討すること。